

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ウジェスーパー岩ヶ崎 SC  
栗原市栗駒字中野田町西213，外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社ウジェスーパー 代表取締役 氏家 良典  
登米市迫町佐沼字中江1-7-1
- 3 市町村の意見の概要
  - （1）廃棄物減量化及びリサイクルへの配慮については、栗原市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法理に従い適切に対応すること。
  - （2）騒音の発生にかかる事項については、騒音規制法及び宮城県公害防止条例に従って適切に対応されるとともに、地域住民等から公害苦情が発生した場合には、事業者の責任において速やかに対応すること。
  - （3）市道（中野中線）に係る布設・工事等が生じる場合は、速やかに市建設課と協議の上、しかるべき手続き（申請）を行うこと。
  - （4）開発行為に伴い設置された緑地等の植栽及び雑草等が歩道に伸長し、歩行者の通行の支障及び来店者車輛の見通し阻害とならないよう、適正な管理をすること。
  - （5）その他、周囲の安全に留意しつつ、適正な管理をすること。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，栗原地方県政情報コーナー及び栗原市役所
- 6 縦覧期間  
平成27年7月31日から平成27年8月31日まで（ただし、閉庁日を除く。）